

足利市ごみステーション設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の確保と、安全かつ効率的に収集作業を行うため、足利市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成4年足利市条例第30号）第2条第1項に規定するごみを集積するための所定の場所（以下「ごみステーション」という。）の設置、移動及び廃止（以下「設置等」という。）並びに維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力義務)

第2条 市民は前条の目的を達成するため、適切なごみステーションの設置等に協力するものとする。

(設置申請等)

第3条 ごみステーションの設置等についての申請ができる者は、次のとおりとする。

- (1) 自治会長
- (2) 廃棄物減量等推進員
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 前項の申請をしようとする者（以下「申請人」という。）は、事前に市と協議しなければならない。

3 申請人は、当該申請に係るごみステーションの利用開始日（廃止にあつては、廃止予定日）の3週間前までに、ごみステーション（設置・移動・廃止）申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）及びごみステーション利用者名簿（別記様式第2号。廃止の場合を除く。）を市長に提出しなければならない。

4 次条第4項第2号に規定する工作物を設ける場合にあつては、設計図面を添付するものとする。

(ごみステーションの設置基準)

第4条 ごみステーションは、次の基準により設置（移動を含む。以下この条において同じ。）する。

- (1) 既存の戸建住宅の場合は、1戸建ておおむね20世帯で1か所を設置する。
- (2) 新たに集合住宅（アパート、マンション等）の建設又は住宅を分譲する場合は、おおむね6世帯以上で1か所を設置する。

2 戸建住宅のごみステーションの位置は、次の条件を満たす場所でなければならない。

- (1) 収集作業上、危険な場所でなく、かつ道路法等関係法令に抵触しないこと。
- (2) ごみステーションの利用者（以下「利用者」という。）及び近隣土地所有者等の合意があり、かつ空き地を利用する場合は、当該空き地の所有者等の承諾があること。
- (3) 公衆用道路に面する場所で、ごみ収集車が容易に転回又は通りぬけができること。

3 集合住宅のごみステーションの位置は敷地内とし、安全に収集・運搬できる場所に設置する。ただし、敷地の状況等により当該敷地内に設置ができない場合は、前項に掲げる条件を満たす場所とする。

4 ごみステーションの面積等は次のとおりとする。

(1) 1世帯あたり 0.2 m²以上とすること。

(2) 新たに設ける場合には、おおむね次のとおりとすること。

ア 奥行き 1.0m以上

高さ 1.0m以上

開口部幅 1.5m以上

(3) 前2号に定めるもののほか、詳細については、別途市と協議するものとする。

(同意)

第5条 申請人は、ごみステーションの設置又は移動に当たっては、次の各号に掲げる者の同意を得て、当該各号に定める書類を申請書に添付し、市に提出しなければならない。

(1) ごみステーションを設置し、又は移動しようとする土地又は建物の所有者 ごみステーション設置場所の土地等の所有者同意書 (別記様式第3号)

(2) ごみステーションを設置し、又は移動しようとする土地に隣接する土地 (当該ごみステーションからおおむね6m以内の土地及び当該ごみステーションと接する道路を挟んだ対面の土地をいう。) 及びその土地の上にある建物の所有者 隣接者同意書 (別記様式第4号)

(紛争等)

第6条 ごみステーションの設置又は移動を行ったことにより、付近住民等との間に紛争が生じた場合には、申請人又は利用者が自主的に解決に当たらなければならない。

(現地調査)

第7条 市は、必要に応じて申請人等に立ち会いを求め、現地調査を行い、指導し又は改善を求めることができる。

(位置の決定)

第8条 市は、第3条の申請が、この要綱等に適合すると認めた場合は、申請人に対して速やかに位置の決定及び利用開始日を連絡するものとする。

(利用者への通知)

第9条 申請人は、市から利用開始の連絡を受けたときは、利用者にもその旨連絡するものとする。

(維持管理)

第10条 利用者は、ごみステーションの利用に当たっては、市で定めるごみの出し方のルールを守ると共に、清掃当番を定めるなどして、ごみステーションの清潔保持に努めなければならない。

(基準の確保)

第11条 申請人及び利用者は、ごみステーションに関し、協力してこの要綱に適合するように努めると共に、適合しなくなった場合は、速やかに措置を講じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。